

議第 2 号

南丹市公共下水道使用料条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 3 0 日提出

発議者 南丹市議会議員 佐々江 和浩

賛成者 南丹市議会議員 河野 啓介

〃 〃 小林 毅

南丹市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

南丹市公共下水道使用料条例（平成１８年南丹市条例第２２３号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
附 則 （施行期日） １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （１）別表の改正規定のうち、一般汚水の基本料金に係る部分 <u>令和８年７月１日</u> （２）別表の改正規定のうち、一般汚水の従量料金に係る部分 <u>令和９年７月１日</u> （経過措置） ２ この条例による改正後の南丹市公共下水道使用料条例（以下「新条例」という。）別表（一般汚水の基本料金に係る部分に限る。）の規定は、<u>令和８年７月１日</u>以後の検針に係る下水道使用料の一般汚水の基本料金について適用し、同日前の検針に係る下水道使用料の一般汚水の基本料金については、なお従前の例による。 ３ 新条例別表（一般汚水の従量料金に係る部分に限る。）の規定は、<u>令和９年</u>	附 則 （施行期日） １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （１）別表の改正規定のうち、一般汚水の基本料金に係る部分 <u>令和１０年７月１日</u> （２）別表の改正規定のうち、一般汚水の従量料金に係る部分 <u>令和１１年７月１日</u> （経過措置） ２ この条例による改正後の南丹市公共下水道使用料条例（以下「新条例」という。）別表（一般汚水の基本料金に係る部分に限る。）の規定は、<u>令和１０年７月１日</u>以後の検針に係る下水道使用料の一般汚水の基本料金について適用し、同日前の検針に係る下水道使用料の一般汚水の基本料金については、なお従前の例による。 ３ 新条例別表（一般汚水の従量料金に係る部分に限る。）の規定は、<u>令和１１年</u>

<u>月 1 日</u>以後の検針に係る下水道使用料の一般汚水の従量料金について適用し、同日前の検針に係る下水道使用料の一般汚水の従量料金については、なお従前の例による。	<u>7 月 1 日</u>以後の検針に係る下水道使用料の一般汚水の従量料金について適用し、同日前の検針に係る下水道使用料の一般汚水の従量料金については、なお従前の例による。
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。